岩泉町の給与・定員管理等について

1　総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和６年１月１日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	（参考）令和４年度の人件費率
５年度	人 8,038	千円 10,863,639	千円 814,076	千円 1,616,769	% 14.9	% 16.0

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
５年度	人 155	千円 552,728	千円 100,436	千円 214,452	千円 867,616

（参考）一人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
5,598千円	5,540千円

（注）　1　職員手当には退職手当を含まない。

2　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（3）ラスパイレス指数の状況

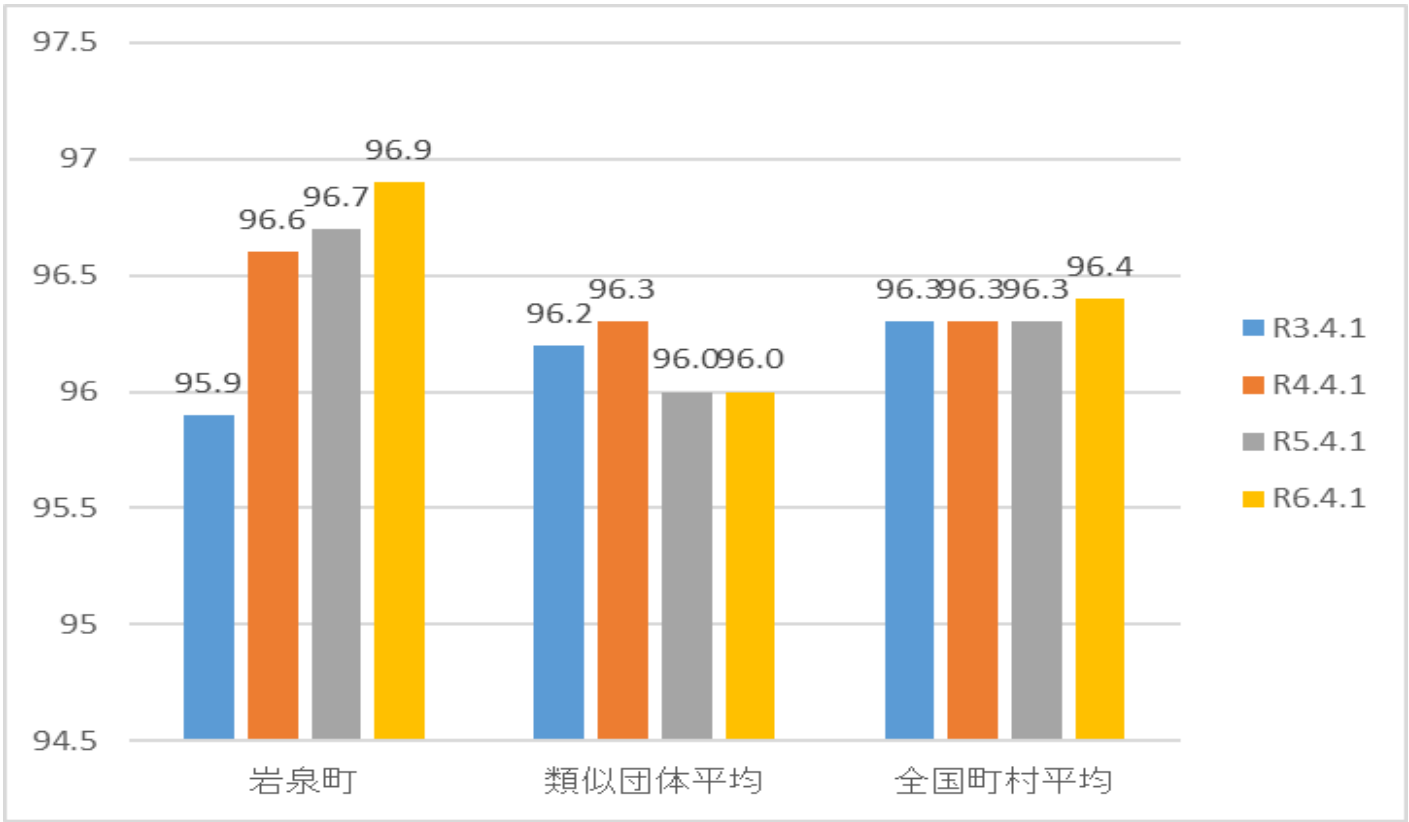

（注）

1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日

後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

（４）給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A－B	勧告（改定率）		
５年度	363,635円	352,677円	10,958円（3.11%）	3.11%	3.11%	3.11%

（注）　「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	格差 A－B	勧告（改定率）		
５年度	4.59月	4.50月	0.09月	0.10月	4.60月	4.60月

（注）　「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

（５）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【 実施 | 未実施】時期：平成28年４月１日

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		令和元年度の支給割合	令和２年度の支給割合	令和３年度の支給割合	令和４年度の支給割合	令和５年度の支給割合
		４月１日時点	遡及改定後					
国基準による支給割合	15%	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%
岩泉町の支給割合	15%	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
岩泉町	42.5歳	309,400円	362,100円	336,248円
岩手県	42.2歳	321,300円	389,594円	349,741円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	—円
類似団体	41.0歳	303,305円	349,559円	327,177円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）
岩泉町	54.7歳	3人	249,300円	269,750円	294,672円
うち自動車運転手	60.4歳	1人	247,200円	264,700円	247,200円
うち給食調理員等	51.8歳	2人	250,300円	274,800円	277,508円
岩手県	52.1歳	229人	302,200円	329,783円	316,181円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	―円
類似団体	51.0歳	3人	282,400円	304,568円	293,301円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
岩泉町	―	―	―	―
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	52.1歳	230,600円	1.15
うち給食調理員等	飲食物調理従事者	45.1歳	218,600円	1.26

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
岩泉町	―	―	―
うち自動車運転手	3,757千円	3,290千円	1.14
うち給食調理員等	4,222千円	2,915千円	1.45

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和３年～令和５年の３ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）

1　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

　また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区分		岩泉町	岩手県	国
一般行政職	大学卒	215,100円	197,800円	196,200円
	高校卒	189,300円	167,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	193,800円	165,300円	―
	中学卒	―	156,500円	―

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区分		経験年数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	277,100円	320,800円	357,600円	376,100円
	高校卒	248,000円	282,100円	306,000円	365,600円
技能労務職	高校卒	―	―	―	―
	中学卒	―	―	―	250,300円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
６級	課長	12人	8.5%	358,300円	417,400円
５級	総括室長	23人	16.3%	324,000円	402,700円
４級	室長	18人	12.8%	301,300円	392,700円
３級	主査	21人	14.9%	267,400円	357,800円
２級	主任	43人	30.5%	231,700円	311,200円
１級	主事、主事補	24人	17.0%	184,800円	260,300円

（注）
1　岩泉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

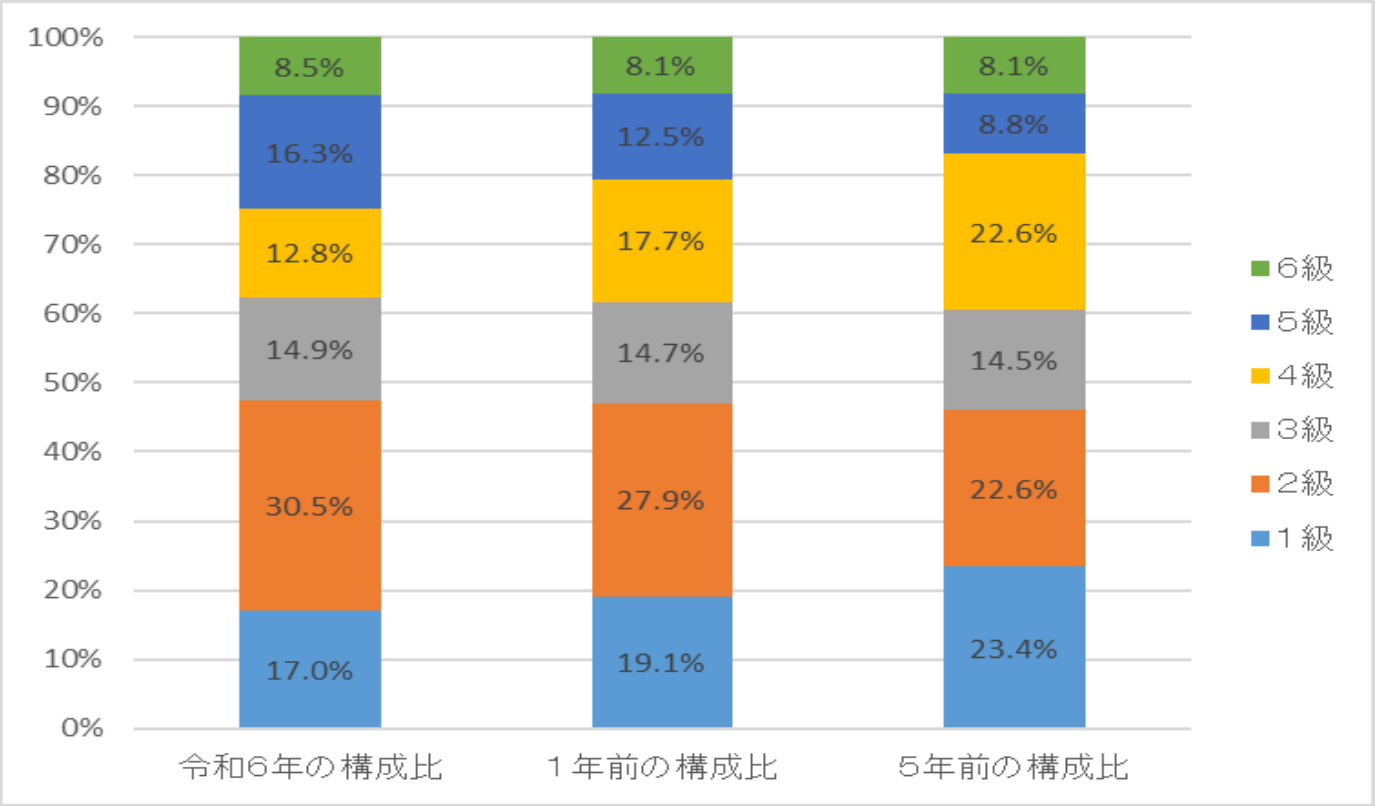

（注）
1　平成18年に７級制から５級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）
2　平成22年に５級制から６級制に変更している。

（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

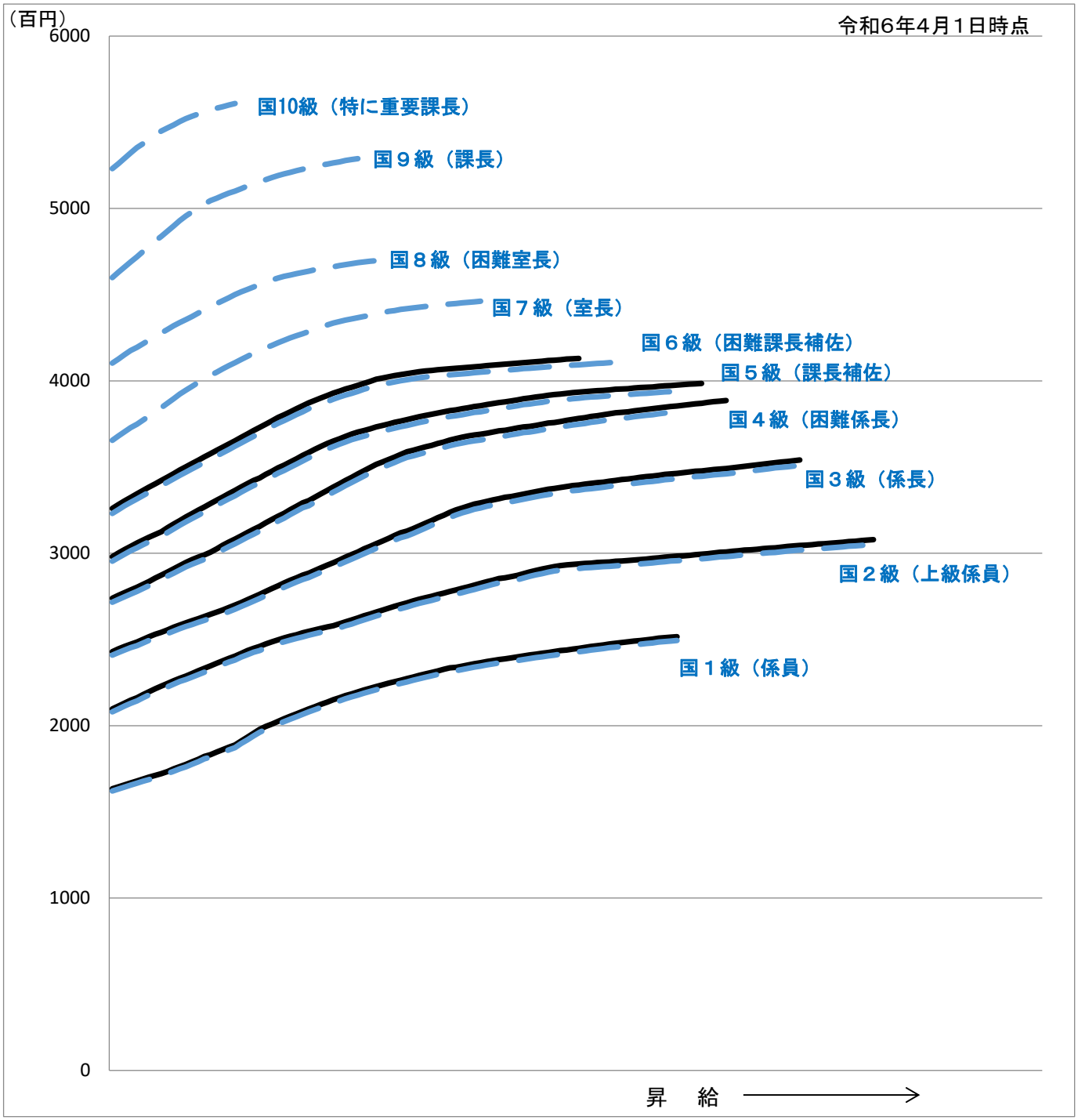

（３）昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（岩泉町）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				○
	標準の区分のみ（一律）		○		
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

（1）期末手当・勤勉手当

岩　　泉　　町	岩　　手　　県	国
1人当たりの平均支給額（5年度） 1,400千円	1人当たりの平均支給額（5年度） 1,764千円	―
（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　2.00月分 （2.50）月分　（0.975月分）	（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　2.00月分 （1.375）月分　（0.975月分）	（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 （1.375）月分　（0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（岩泉町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

（2）退職手当（令和6年4月1日現在）

岩泉町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） ・勧奨退職時特別昇給 （昇給の号給数は4～12号給） 1人当たりの平均支給額 6,067千円			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 （割増率　2%～45%）		

（注）　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

（3）地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			1,049千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（令和5年度決算）			1,048,512円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
歯科医師	16%	1人	16%

（４）特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	1,229千円
支給職員１人当たりの平均支給年額（令和５年度決算）	1,229,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度決算）	0.56%
手当の種類（手当数）	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和５年度決算）	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	同上	放射線を放射する作業	29千円	10件未満　月額　1,000円 30件未満　月額　3,000円 30件以上　月額　5,000円
医学研究手当	診療所等に勤務する医師、歯科医師	医事に関する調査及び試験研究に従事する医師、歯科医師	1,200千円	月額　100,000円

（５）時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	44,361千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	274千円
支給実績（令和４年度決算）	48,486千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	323千円

※休日勤務手当を含む

（６）その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	1 配偶者月額6,500円 2 配偶者以外の扶養親族（子）1人につき月額10,000円 ※満16歳初年度から満22歳年度末までの間にある子１人につき5,000円が加算される。 3 配偶者以外の扶養親族（親等）１人につき月額6,500円	同じ	―	22,339千円	251,001円
住居手当	1 借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円	同じ	―	15,241千円	245,819円
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額30,000円まで（片道通勤距離　－　2km）×740円+2,000円	異なる	1 交通機関等利用 2 自家用車等利用者通勤距離区分と支給額	14,643千円	187,725円
管理職手当	・総務課長　　40,000円 ・政策推進課長　35,000円 ・課長、局長、教育次長 診療所長　　30,000円	異なる	俸給の特別調整額として支給	4,470千円	279,375円

初任給調整手当	医師、歯科医師に対して支給されます。（月額：414,300円以下）	同じ	―	2,342千円	2,342,400円
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給（月額30,000円。距離に応じて加算あり。）	同じ	―	―	―
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、在職する職員に対して支給（月額7,360円～17,800円）	異なる	「在勤する官署」の地域に応じて支給	11,058千円	64,293円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日又は休日等に4時間を超え勤務した場合（勤務1回6,000円、6時間を超えれば割増あり）	同じ	―	261千円	1,613円
宿日直手当	宿日直1回につき4,400円	同じ	―	1,087千円	12,211円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料			（参考）類似団体における最高／最低額）	
	町長	690,000円	870,000円 ／	523,000円
	副町長	555,000円	700,000円 ／	360,000円
報酬	議長	279,000円	928,500円 ／	200,000円
	副議長	226,000円	316,000円 ／	170,000円
	議員	210,000円	301,000円 ／	150,000円
期末手当	町長 副町長	（５年度支給割合） 3.40月分		
	議長 副議長 議員	（５年度支給割合） 3.40月分		
退職手当		（算定方法）	（１期の手当額）	（支給時期）
	町長	給料月額×40.38／100×在職月数	13,373,856円	任期毎
	副町長	給料月額×23.28／100×在職月数	6,201,792円	任期毎
	備考			

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6　職員数の状況

（１）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

区分 部門			職員数 令和５年	職員数 令和６年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	49	54	5	再エネ事業等、体制強化による増
		税務	6	6	0	
		労働			0	
		農林水産	16	18	2	獣害対策の強化による増
		商工	9	9	0	
		土木	11	10	▲ 1	事務の統廃合による減
		民生	31	32	1	子育て支援対策の強化による増
		衛生	15	15	0	
		計	139	146	7	〈参考〉 人口１万人当たりの職員数　181.64人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　117.66人）
	教育部門		16	17	1	教育施設工事等、特定事務の増加による増
	消防部門				0	
	小計		155	163	8	〈参考〉 人口１万人当たりの職員数　202.79人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　140.80人）
公営企業等会計部門	病院		1	1	0	
	水道		6	6	0	
	下水道		2	2	0	
	その他		16	14	▲ 2	事務の統廃合による減
	小計		25	23	▲ 2	
合計			180 [226]	186 [226]	6	〈参考〉 人口１万人当たりの職員数　231.40人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

（２）年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

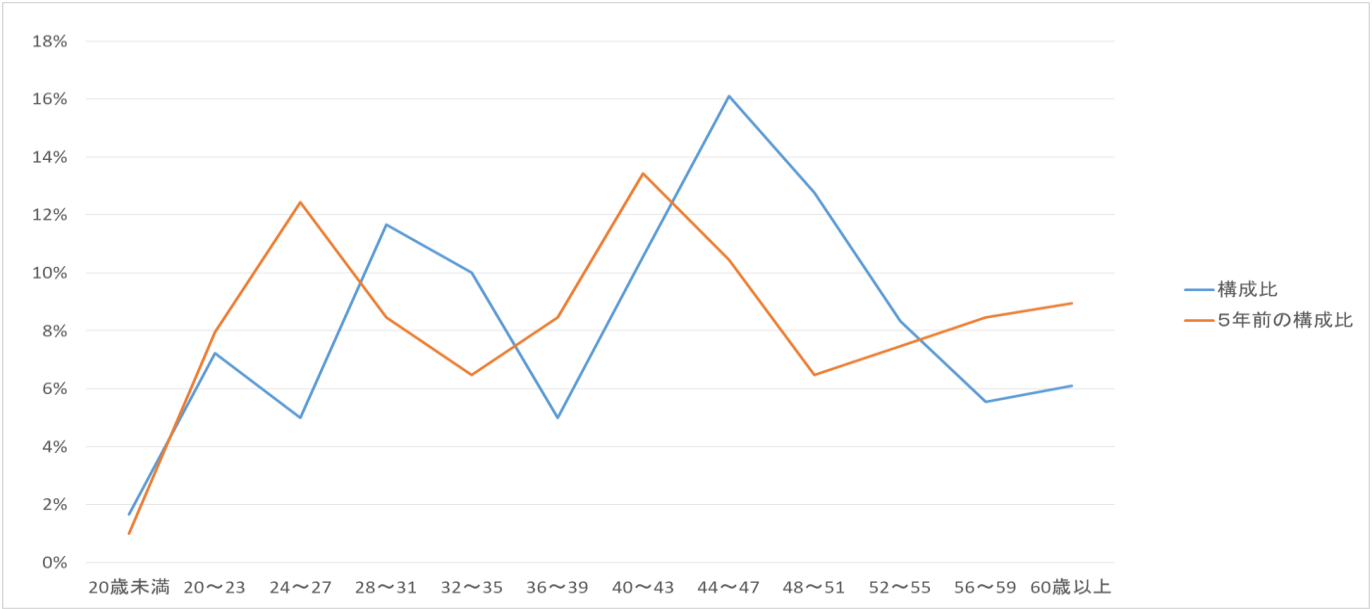

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	17人	12人	21人	16人	11人	14人	23人	29人	18人	9人	15人	186人

（3）職員数の推移

（単位：人・%）

年度 部門別	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政職	148	149	143	138	139	146	△ 2 (△ 1.4)
教　育	17	17	17	16	16	17	0 (0.0)
消　防							
普通会計計	165	166	160	154	155	163	△ 2 (△ 1.2)
公営企業等会計計	28	26	25	26	25	23	△ 5 (△ 17.9)
総合計	358	358	345	334	335	349	△ 9 (△ 2.5)

（注）　1　　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

（1）水道事業

① 職員給与費の状況

区　分	総　費　用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） ４年度の総費用に占める職員給与費比率
５年度	千円 398,897	千円 △ 186,848	千円 34,421	% 8.6	% 8.1

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
５年度	人 6	千円 22,708	千円 3,029	千円 8,684	千円 34,421

（参考）一人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
5,737千円	6,118千円

（注）　１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和６年３月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩泉町	40.9歳	315,383円	478,069円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水　道　事　業	岩　泉　町
１人当たりの平均支給額（５年度） 1,506千円	１人当たりの平均支給額（５年度） 1,447千円
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　2.00月分 （2.50）月分　（0.975月分）	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　2.00月分 （2.50）月分　（0.975月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～15%

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和６年４月１日現在）

水道事業				岩泉町（団体平均）			
（支給率）	自己都合		勧奨・定年	（支給率）	自己都合		勧奨・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分
最高限度額	47.709	月分	47.709 月分	最高限度額	47.709	月分	47.709 月分
その他の加算措置				その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置				・定年前早期退職特例措置			
（２％～20％加算）				（２％～20％加算）			
・勧奨退職時特別昇給				・勧奨退職時特別昇給			
（昇給の号給数は４～12号給）				（昇給の号給数は４～12号給）			
				１人当たりの平均支給額			
				6,067千円			

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	370千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	74千円
支給実績（令和４年度決算）	893千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	179千円

※休日勤務手当を含む

エ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	1 配偶者月額6,500円 2 配偶者以外の扶養親族（子）1人につき月額10,000円 ※満16歳初年度から満22歳年度末までの間にある子１人につき5,000円が加算される。 3 配偶者以外の扶養親族（親等）１人につき月額6,500円	同じ		838千円	209,451円
住居手当	1 借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円	同じ		924千円	231,005円
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額30,000円まで（片道通勤距離 － 2km）×740円+2,000円	同じ		29千円	14,290円
管理職手当	・課長 30,000円	同じ		360千円	360,000円

単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給（月額30,000円。距離に応じて加算あり。）	同じ			
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、在職する職員に対して支給（月額7,360円～17,800円）	同じ		443千円	73,754円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日又は休日等に4時間を超え勤務した場合（勤務1回6,000円、6時間を超えれば割増あり）	同じ		6千円	6,000円
宿日直手当	宿日直1回につき4,400円	同じ			